

【九月九日付堀部久勝・津田稔・武節貫治宛
大東義徹書簡】

其後御無音秋冷ノ節各位御安健

奉賀候學校一條此地ノ調査ニ係ル分

校則教則別紙ノ通り此地略決議尤

先便申上置候通り文部省教則掛へも内

問可認ノ事ニ付貴地御異存無之旨出願ノ

御取調被下度高等科之義ニ付種々議論

も有之候得共到底人材養成ヲ目的トス

ルニハ普通学則ノミニテハ迎モ俊才傑出

ノ用ニハ足ラサルハ彼是ナク同目的ニ付如斯

予定致候事御座候猶御考可被下資金費

用ノ書類ハ帰県ノ際相携可申候○教師

雇入ノ事先日一寸申上置候通り左右齟齬

去ル六日石黒氏帰任ノ上林三郎氏心事尋

問有無□□上返事可有之手筈ニ付最早

五七日中ニハ決定可致其上出発ノ日限相定

御報知可申上候此地学事熱心之者則

発起人中ニテ五ヶ年賦ニテ五六百円資助

出金ノ約相成申候未タ一体ニハ資金論

相発シ不申何レ拝青万縷勿々頓首

九月九日

大東義徹

堀部久勝様

津田稔様

武節貫治様

〔九月九日付堀部久勝・津田稔・武節貫治宛
大東義徹書簡〕

其後御無音、秋冷ノ節各位御安健奉賀候、学校一条此地ノ調査ニ係ル分、校則教則別紙ノ通り此地略決議、尤先便申上置候通り、文部省教則掛へも内問可認ノ事ニ付、貴地御異存無之旨、出願ノ御取調被下度、高等科之義ニ付、種々議論も有之候得共、到底人材養成ヲ目的トスルニハ普通学則ノミニテハ、迎モ俊才傑出ノ用ニハ足ラサルハ彼是ナク、同目的ニ付如斯予定致候事御座候、猶御考可被下、資金費用ノ書類ハ帰県ノ際相携可申候、○教師雇入ノ事、先日一寸申上置候通り左右齟齬、去ル六日石黒氏帰任ノ上、林三郎氏心事尋問有無□□上、返事可有之手筈ニ付、最早五七

日中ニハ決定可致、其上出発ノ日限相定御報
知可申上候、此地学事熱心之者則発起人中ニ
テ五ケ年賦ニテ五六百円資助出金ノ約相成申
候、未タ一体ニハ資金論相発シ不申、何レ様
青万縷勿々頓首

九月九日

大東義徹

堀部久勝様

津田稔様

武節貫治様

凡例

- 一、旧字体・異体字・略字・俗字等は、原則として新字体・正字に改めた。
- 二、変体仮名・合字等は、通常使用されていない平仮名に改めた。
- 三、翻刻者による注記は「 」で示した。
- 四、虫損箇所及び判読できなかった箇所については□もしくはは文字数が不明不明な場合は「 」で示した。

翻刻担当者名・所属

杉浦由香里（滋賀県立大学人間文化学部）
山下廉太郎（朝日大学教職課程センター）